

令和7年度

進路指導の手引



沖縄県立南風原高等支援学校
進路指導部

目次

I 本校の進路指導	1
1 基本方針	1
2 重点目標	1
3 各学年目標	2～3
II 進路学習	4
1 進路指導年間計画	4
2 進路学習	5
III 就業体験	6
1 基本方針	6
2 企業開拓	6
3 就業体験にかかる費用	7
4 保険について	7～8
IV 進路選択	9
1 進路を考える	9
2 進路先の概要	10～11
V 進路決定	12
1 求職登録	12
2 採用に至る流れ	13～14
3 福祉サービス事業所を利用する場合	15～16
VI 公的關係機関	17
1 就労支援制度等に関すること	17～19
2 生活に関すること	20～22
VII 各種制度	23
1 療育手帳	23
2 身体障害者手帳	24
3 精神障害者保健福祉手帳	24
4 国民年金（障害年金）	25～26
5 雇用における制度	27
6 障害の診断等について（医療機関）	28
7 その他（手当・共済制度・医療助成）	29
（資料）令和6年度 卒業生進路状況	30

I 本校の進路指導

1 基本方針

- (1) 生徒一人一人が自分の将来の生活に関心を持ち、自分の能力・適性を理解して、主体的に進路を選択・決定できるようにする。
- (2) 卒業後の生活を豊かにするために必要な力を伸ばしていけるよう、関係機関等と協力し継続的な支援の環境づくりを行う。

《基本方針の具体的方策》

- ① 卒業後の自立した職業生活や社会生活を見通し、本人や保護者の意向を踏まえ、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた個別的教育支援計画を作成する。
- ② その計画に基づいて教育活動を進め、就業体験を核に各学年の一定時期に就業体験評価等も踏まえ、保護者と共に教育支援計画の見直しを行い、就労による職業的自立と社会参加を目指す。

2 重点目標

生徒一人一人の能力や適性に応じた進路指導を行うことにより、就労による社会自立を目指す。

本校は「就労を目的とした社会自立を目指す学校」として設立。専門教科の学習や就業体験を繰り返すことにより「働く力」を身に付け、ジョブマッチングを通じて生徒一人一人に応じた進路指導を行う。

生徒に対しては就労を目指すにあたり次の点を目標とする。

(1) 良好な人間関係をつくり、協力して仕事を行うことができる（人間関係形成・社会形成能力）

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができる。また、自分の置かれている状況を受け止め役割を果たしつつ、他者と協力・協働して、組織や社会の一員として積極的に関わろうとする力を養う。

- ア 他者の個性を理解する力
- イ 他者に働きかける力
- ウ コミュニケーション・スキル
- エ チームワーク

(2) 自己の役割を理解し、仕事に向けて自己管理ができる（自己理解・自己管理能力）

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき自らの感情や行動を律しながら主体的に行動し、進んで学ぼうとする力を養う。

- ア 自己の役割を理解する力
- イ 前向きに考える力
- ウ ストレスに対する忍耐力
- エ 主体的に行動する力

(3) 仕事内容を理解し、課題に対応することができる（課題対応能力）

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力を養う。

- ア 情報の理解・選択・処理をする力
- イ 自己の課題を発見する力
- ウ 課題に取り組む実行力
- エ 課題を把握し、評価・改善する力

(4) 働く意義を自分なりに理解しながら、主体的にキャリアを形成することができる
(キャリアプランニング能力)

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力を養う。

ア 働くことの意義や役割を理解する力

イ 多様な生き方を理解する力

ウ 将来を設計する力

エ 主体的に行動し、改善していく力

3 各学年目標

(1) 第1学年

コンセプト	「就労に向けた基礎づくり」
目 標	①基本的な生活習慣を身につけ、日常生活に必要な力の向上を図る。 ②学習活動を通して、自分の進路について主体的に考えることができる。

- ① 自分のことは自分で取り組むなど基本的な生活習慣を確立し、働くことの意識を高める。
- ② 授業や就業体験において職場に応じたあいさつや身だしなみ等就業規則を守り、働く体験を通して社会性を身につける。
- ③ 就業体験やいろいろな職業について学習するなかで、働くことへのイメージづくりを行い自分の進路について考えていく。

(2) 第2学年

コンセプト	「自己の課題へのとりくみ」
目 標	①働く場にふさわしい態度を身につけ、良好な対人関係を築く。 ②自己の能力や適性を理解し、就労に向けて自己の課題に取り組む。

- ① 誰とでも良好な人間関係を築けるよう、職場での上下関係も含めて相手や場に応じて適切な言葉遣いで会話ができるようにする。
- ② 仕事面で、安全面・衛生面に留意して指示通りに仕事に取り組み、正確な作業による品質、水準の保持ができることを目指す。
- ③ 授業や就業体験などを通して自己の課題に気付き、その改善に向けた取り組みを行い、働くために必要な力やそれぞれの職種や仕事内容に応じた力を身につけ、さまざまな職場での就業体験を通じて将来の進路選択に役立てるようにする。

(3) 第3学年

コンセプト	「進路実現と卒業後の生活設計」
目 標	①就労で必要な知識や技術の取得に向けて、意欲的に取り組む。 ②卒業後の生活について考え、社会人としての意識づけをする。

- ① 就労の場面を想定し自発的に報告・連絡・相談ができるようにし、時間を守り集中して作業を行うなど、責任を持って最後までできるようにする。
- ② 自分の進路実現に向けて課題に取り組み、将来の社会生活に向けた具体的なイメージが持てるよう、卒業後の就労生活や余暇生活に見通しをもつ。
- ③ 「働くこと」への意識を高め、頑張り抜く力を身に付ける。また、お金の使い方も含めた生活能力を向上させる。

< 求める力 >

	第1学年	第2学年	第3学年
（人間関係形成・社会形成能力） かかわる力	・挨拶、身だしなみの習慣化 ・日常生活に必要な意思表示 ・大人や友達とのやりとりと集団活動への参加 ・自分と他人の違いへの気づき	・状況に応じた言葉遣いや振舞い ・社会生活に必要な意思表示 ・集団における役割の理解と協力 ・達成感に基づく肯定的な自己理解と相手の気持ちや考え、立場の理解	・TPOに応じた言動 ・必要な支援を適切に求め、相談できる力 ・集団の一員としての役割遂行 ・他者の考えへの共感や意見の相違の理解、自分の考え方や価値観の明確化
（自己理解・自己管理能力） ふりかえる力	・自己の個性や興味・関心に基づく選択 ・学校生活に必要な習慣づくり ・けじめのついた行動と時間の意識 ・自己の振り返りと、課題解決に向けて取り組む姿勢	・進路先に関する主体的な選択 ・職業生活に必要な習慣形成 ・社会生活に必要な習慣形成 ・課題解決のための選択肢の活用 ・活動面での振り返りとそれを次に生かそうとする努力	・就業体験などの経験に基づく進路選択 ・職業生活に必要な習慣形成 ・課題解決のための選択肢の活用 ・就業体験等において行った活動の振り返り
（課題対応能力） やりぬく力	・目標設定と取組みに対する評価	・評価を基にした課題設定と取組み	・将来設計や進路希望の実現を目指した目標の設定とその解決への取組み
（キャリアプランニング能力） みとおす力	・将来の夢や職業への意識 ・仕事、働く人など身の回りの様々な環境への関心 ・地域の社会資源の活用と身近な決まり ・自分の役割の理解と実行 ・金銭の大切さの体験的な理解 ・意欲的な活動への取組み	・職業的な役割モデルへの関心 ・進路をはじめ様々な情報の収集と活用 ・社会の仕組み、ルールを理解 ・様々な職場での就業体験に基づく主体的な進路計画 ・学校・家庭生活において自分が果たすべき役割の理解と実行 ・消費生活に関する基本的な事柄の理解と計画的な消費 ・様々な活動への自発的な取組み	・働く生活を中心とした新しい生活への体験的・計画的な準備 ・職業・社会生活に必要な事柄の情報収集と活用 ・社会の様々な制度やサービスに関する理解と実生活での利用 ・職業及び働くことの意義と社会生活で果たすべき役割の実行 ・将来設計に結びつく進路計画 ・職業の意義の実感

Ⅱ 進路学習

進路指導は、就労を目指す視点に立ち、企業や関係機関の協力も得ながら、全教育課程にわたり全教職員で行う。

1 進路指導年間計画

月	第1学年	第2学年	第3学年	保護者
4	職業（年間を通した一斉指導）			
5	就業体験に向けて 就業体験事前学習	就業体験・事前面接 通勤練習 就業体験事前学習	就業体験・事前面接 通勤練習 就業体験事前学習	進路保護者説明会 進路講話 通勤練習
	1 学期就業体験（校内）	1 学期就業体験（校外）		
6	就業体験事後学習 就業体験報告会 就業体験希望調査 四者面談	就業体験事後学習 就業体験報告会 就業体験希望調査 四者面談	就業体験事後学習 就業体験報告会 就業体験希望調査 四者面談	就業体験参観 最終ミーティング 2、3年 就業体験報告会 四者面談（全学年）
7			進路学習会	進路学習会
8			ハローワーク求職登録 「なかぼつ」仮登録	ハローワーク求職登録 「なかぼつ」仮登録
9	就業体験・事前面接 通勤練習	就業体験・事前面接 通勤練習	就業体験・事前面接 通勤練習	就業体験保護者説明会 （全学年） 通勤練習
10	就業体験事前学習	就業体験事前学習	就業体験事前学習	
	2 学期就業体験（校外）			
11	就業体験事後学習 就業体験報告会	就業体験事後学習 就業体験報告会	就業体験事後学習 就業体験報告会	就業体験参観 最終ミーティング （全学年） 就業体験報告会
	キャリア教育・就労支援発表会（3年生代表就業体験発表）			
12	四者面談	四者面談	四者面談	四者面談（全学年） 雇用見込み確認（3年）
1	就業体験希望調査	就業体験希望調査	重度判定（対象者のみ） 雇用面接・諸手続き 3 学期就業体験（抽出）	ハローワーク求人票（3年） 雇用面接・諸手続き3年
2	2年生に向けて 四者面談	3年生に向けて 四者面談	就業体験事後学習 雇用面接・諸手続き	最終ミーティング3年 四者面談1、2年 雇用面接・諸手続き3年
3	修了式	修了式	卒業式	

※進路講話等は日程・内容等を変更することがある。

※上記以外に校外での販売活動や企業へのPR活動を進路学習の一環として実施することがある。

2 進路学習

就労を目指して社会生活や職業生活の実践的な知識・技能や態度を身につけられるよう進路学習の指導を行う。実際の指導に際しては、学校教育活動全体を通して行っている。主な内容として、以下の項目が挙げられる。

(1) 「各教科・学級」および「専門教科」の授業・指導

ア 各教科・学級

(ア) 目標

- ① 働くことの必要性和意義を知り、働く意欲を高める。
- ② 仕事に必要な基本的態度（適切な声の大きさ、言葉遣い、姿勢、挨拶や返事、報告、質問、メモの取り方、身だしなみ、時間を守る）を習得する。
- ③ 日常生活や、職場で必要なコミュニケーション能力を身につける。
- ④ 日常生活や職場で必要なマナーを身に付け、場に応じた立ち居振る舞いができる。

(イ) 内容

- ① 自分を知る：自己理解、将来設計等
- ② 働く：いろいろな仕事、職場でのルール等
- ③ 楽しむ：大人のマナー、コミュニケーション、余暇の過ごし方等
- ④ 暮らす：金銭管理、健康的な暮らし、制度・施設の理解と利用等
 - ・日常的なマナー：挨拶、身だしなみ・服装、バス内、携帯電話等
 - ・社会人としてのマナー：言葉遣い・敬語の使い方、面接の受け方、案内の仕方等
 - ・接客マナー：待機の仕方、お辞儀・会釈の仕方、案内の仕方、注文の取り方等

イ 専門教科

(ア) 目標

- ① 職業人として必要な資質能力を育成する。
- ② 様々な職業について幅広く知り進路選択の幅を広げる。
- ③ 様々な用具を用いることで安全への意識、共同作業を通じた責任感や忍耐力等を養う。
- ④ 卒業後の生活について考え、社会人としての意識を高める。

(イ) 内容

- ① 農園芸・食品加工・オフィス実務・トータルクリーニング
- ② 商品の生産から消費(販売)に至るまでの流通に関する仕組みを体験する。
- ③ 販売・接客 ④検定

(2) 就業体験事前学習・事後学習

ア 事前学習の主な内容

- ・就業体験の目的・作業内容について
- ・出退社について（出退社練習）
- ・面接について
- ・緊急時の対応について（欠勤・遅刻連絡）
- ・個人目標設定、日誌記入について

イ 事後学習の主な内容

- ・自己評価と他者評価との比較
- ・礼状作成
- ・就業体験報告会に向けて（成果と課題）
- ・希望職種（作業内容や体験先）について
- ・今後の目標の記入

Ⅲ 就業体験

就労による社会参加を目標とする本校において、職業教育が本校教育の核であり、就業体験は就労に向けた確認の場として非常に重要な学習機会として位置付けている。

企業等の協力を得て、学校や家庭で身に付けてきた力を、実際に現場で活用できるように体験的な学習を行う。働くうえでの課題を明らかにし、職場におけるルールや仕事の厳しさ、楽しさ、やりがい等も学ぶ場とし、労働に対する積極的な態度を育成する。また、個々の適性を知り、将来の進路選択の一助となるようにする。

【就業体験評価票の見方】※就業体験評価票は資料参照（P32、33）

抽出 就業体験個人評価票（3年生）

※ この評価票は、今後の進路相談の資料として用いるものです。

生徒氏名	就業先	
就業体験期間	平成27年 月 日（月）～ 月 日（金）	就業先（氏名）
就業先		
就業体験	評価基準（該当のA～Eを○）	特記事項（気づかれたこと）
1 意欲・意気込み	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
2 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
3 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
4 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
5 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
6 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
7 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
8 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	

評価項目	評価基準（該当のA～Eを○）	特記事項（気づかれたこと）
9 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
10 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
11 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
12 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
13 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
14 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
15 意気込み・意欲	A 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 B 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 C 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 D 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。 E 意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	
総評	意欲・意気込みが旺盛で、主体的に取り組むことができた。	

就業体験が終了した後、体験先から「就業体験個人評価票」を提出いただく。

業務内容、総評および身だしなみやあいさつ等の働くために必要とされる力15評価項目が記載され、項目ごとにA～Eで評価される。

さらに、項目の1～9は「在学中から伸ばせる力」、10～15は「就職後伸ばす力」として整理しているので、在学中の学校、B以上に目標を設定した指導が望ましい。

1 基本方針

(1) 第1・2学年の就業体験に関する事業所の選定及び生徒配置

- ① 第1学年の1学期は、校内就業体験を実施する。
- ② 校外就業体験の受け入れ先企業は、本校教育に理解と協力が得られ、自宅から通勤可能な範囲内にある企業であることとする。
- ③ 生徒本人や保護者の希望を踏まえ、個々の生徒の適性、能力等を配慮し、就業体験を依頼する。

(2) 第3学年の就業体験・職場開拓

- ① 自宅から通勤可能な範囲内にある企業であること。
- ② 生徒の特性、能力を生かして仕事内容をこなすことのできる企業であること。
- ③ 卒業後の受け入れの可能性のある企業であること。
- ④ 本校の教育目標に理解と協力の得られる企業であること。

2 企業開拓

生徒の能力や希望にあった就業体験先や就労先の確保のためにも、常に企業開拓を行う必要がある。

本校は、全学年で就業体験に取り組み、また3年生では就職を前提とした就業体験を実施するため、多くの企業が必要になる。

企業開拓にあたっては、企業での作業内容や企業理念を理解し、企業の不安や困難を共有して解決策を提案していく姿勢が必要となる。

3 就業体験に係る費用

(1) 必要な道具、消耗品等の準備

各就業体験で準備物等が異なるため、企業または学校が準備し貸与することもある。但し、使用後に個人の所有物になるものについては個人負担とする。

【貸与】・就業体験用名札・腕章

・企業等で必要な物品、消耗品

・白衣、白帽、長靴、安全靴、作業着（つなぎ）、エプロン、ユニフォーム等

※ 企業または進路指導部から貸し出した道具等は、就業体験終了後1週間以内に責任を持って返却する。

【自己負担】・感染予防のマスク等消耗品

・体験先で必要となる検便・健康診断、インフルエンザの予防接種

(2) 交通費

就業体験における交通費は就学奨励費の対象。校内就業体験は通常通り。校外での就業体験は出勤状況から算出する。

(3) 食費

自己負担となる。

4 保険について

(1) 賠償責任保険について

就業体験を実施するにあたり、生徒が安心して取り組めるよう、また、事業所に安心して受けていただけるよう、万一に備えて賠償責任保険に全員加入する。

ア 保険名

財団法人産業教育振興中央会

インターンシップ・ボランティア・キャリア教育等体験活動保険

イ 保険適用

校長が「学校管理下の職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動」と認める活動（往復途上を含む）で、活動中の事故により、生徒が法律上の賠償責任を負った場合に補填される。

（ア）保険対象

①活動に伴って発生した偶然な事故

②活動に伴って生産・加工または提供した財物に起因する偶然な事故

③活動の結果に起因する偶然な事故

④占有、使用または管理する受託物を損壊または盗取（詐欺含む）により、受託物の正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。

（イ）保険対象外

①通常の授業中の事故

②法律上の賠償責任が学校側に問われる場合

ウ 保険料

保険料は1名250円。保険期間は単年度（4／1～3／31）で、指定口座に入金が確認できた翌日から保険が適用される。

※ 保険は学校として手続きをするが、保険加入は個人単位となる。

加入保険名	保険金額	
財団法人 産業教育振興中央会 インターンシップ・ボランティア・ キャリア教育等体験活動保険	財物賠償	1 事故・期間中 2,000 万円限度
	身体賠償	1 名・1 事故 1 億円限度

(2) 傷害保険について

学校が編成した教育課程に基づく授業や通学等、学校管理下で災害が発生したときに行う給付制度を活用する。

ア 保険名

独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済

イ 保険適用

校長が「学校管理下の課外活動等」と認める活動中（往復途上の事故も対象）に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で死亡した場合、後遺障害を被った場合、医師の指示に基づき入院・通院した場合に保険金が支払われる。

ウ 保険料

保険料年間920円（徴収金として徴収）。県が手続きを行う。

※ 保険は学校として手続きをするが、保険加入は個人単位となる。

加入保険	災害の種類	災害の範囲	給付限度額
日本スポーツ 振興センター 災害共済	死亡	学校管理下の事由によるもの	死亡見舞金 2,800 万円 (通勤中は 1,400 万円)
	負傷	学校管理下の事由によるもの	療養に要する費用の 4/10
	疾病	学校管理下の事由によるもの	療養に要する費用の 4/10

(3) 全国高P連賠償責任保険制度について

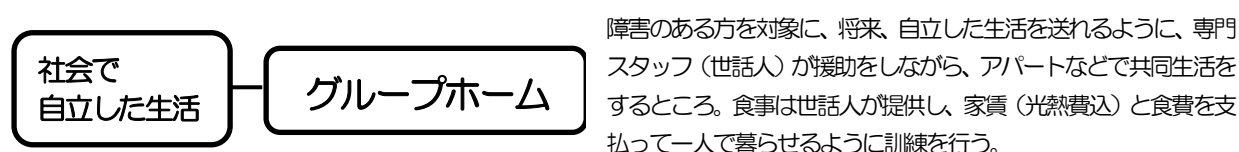
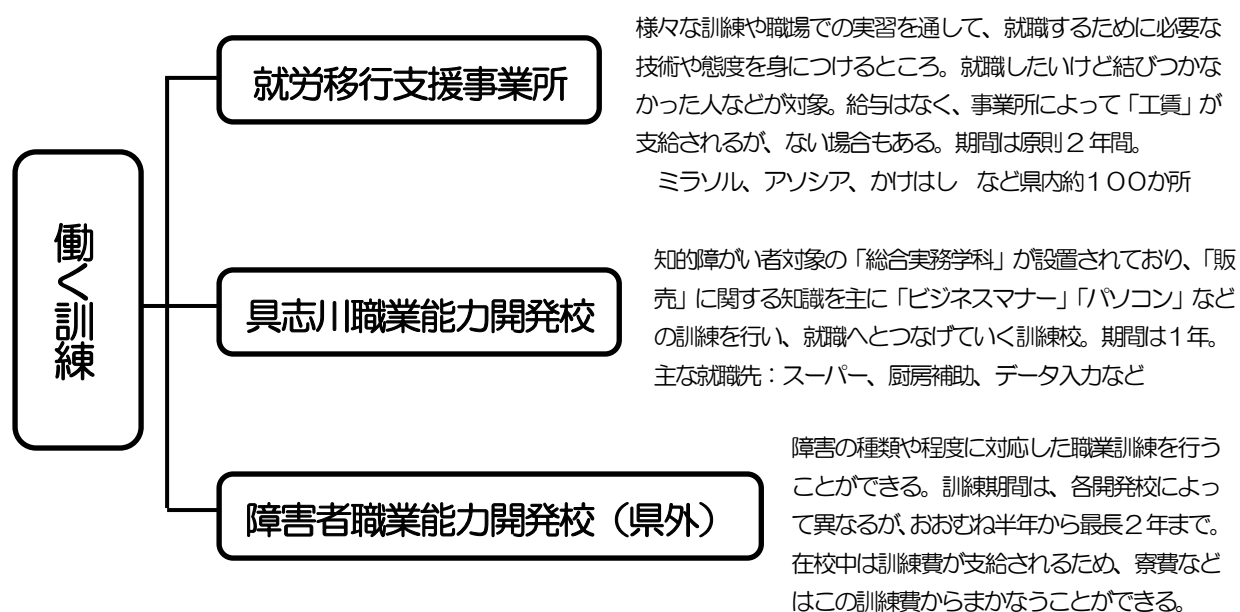
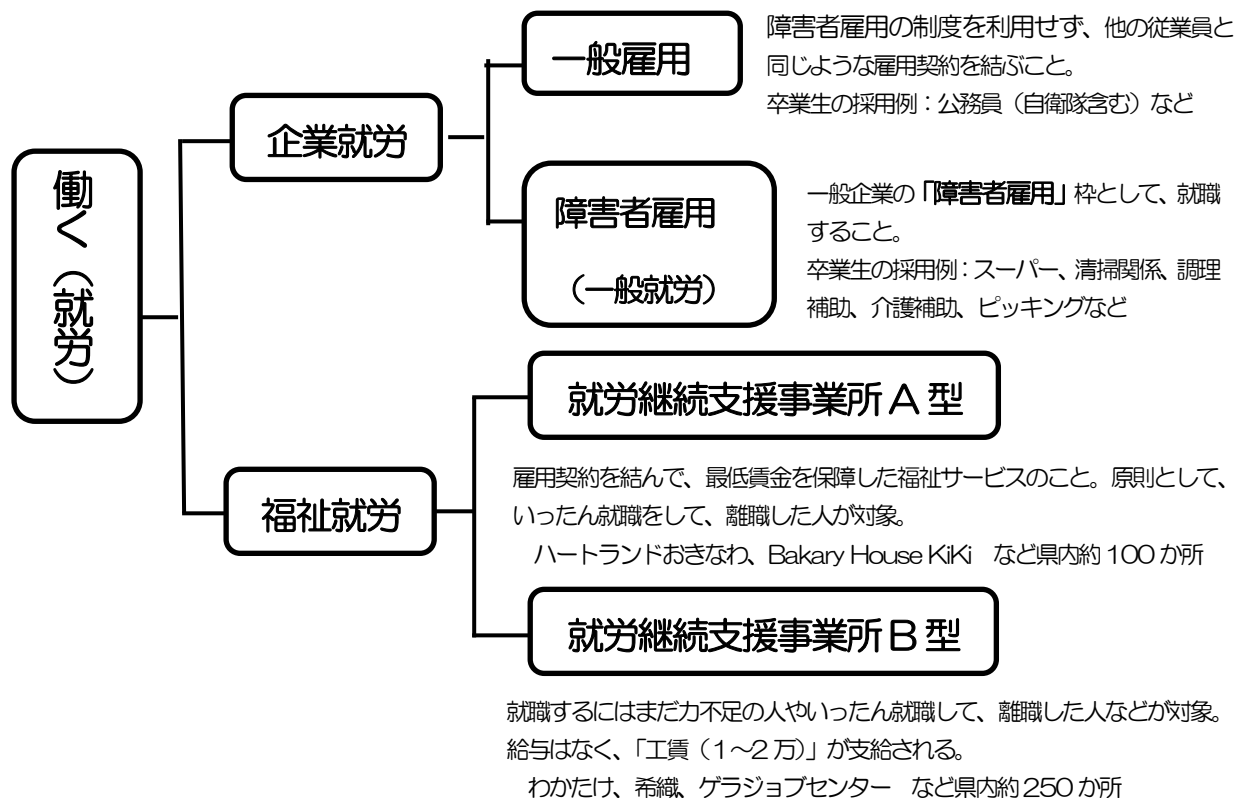
今年度からPTAで加入している保険。学校管理下外であっても、生徒の行為に起因する賠償責任を24時間補償する。保険が適用される範囲は以下の通り。

支払限度額（対人・対物合算）	1 事故につき	1億円
免責金額（自己負担額）	1 事故につき	5千円

事故発生場所		学校管理課外 (日常生活中)	学校管理下 (登校から下校まで)
主な責任主体		生徒およびその法廷監督義務者	
補償の対象と範囲		「24 時間」の補償	
事故の 原因	故意	× （支払い対象外）	
	過失・ 不可抗力	○ (支払い対象)	学校の管理責任「あり」 × （支払い対象外）
			学校の管理責任「なし」 ○ （支払い対象）

IV 進路選択

1 進路を考える



2 進路先の概要

企業就労	一般雇用	●障がい者雇用の制度を利用せず、他の一般従業員と同じような雇用契約を結ぶこと。	●雇用形態（正社員・パートなど）や収入は会社との雇用契約による。
	障害者雇用（一般就労） トライアル雇用	●3ヶ月間のお試し雇用。会社側が適性を判断して、本採用に結びつける制度。 ●企業側が、本採用する前に、この期間を設けることで、採用の敷居をさげることに繋がる。また、企業は労働者1人あたりに一定額の奨励金が支給され、企業側の負担が軽減される。 ●ハローワークを通して「<u>ジョブコーチ</u>」をつけることができる。ジョブコーチは、労働者が、職場に適應できるよう、実際に職場へ行き、サポートしてくれる。また、企業側に対しては、対象労働者の特性や対応の仕方などの助言をおこなうことで、雇用に対する不安を取りのぞくことができる。<u>ただし、この制度を使うには、「雇用保険」にはいっていることが条件となる。</u>	●最低賃金を保証 ●雇用形態（正社員・契約社員・パートなど）や収入は会社との雇用契約による。
	職場適応訓練	●事業所が、労働者を職場で訓練をさせて、職場環境に適應しやすくさせる制度。<u>つまり「採用」ではなく、国に代わって訓練をしているので「訓練生」となる。期間は、6ヶ月間。ただし、「重度判定」において、「重度」と判定された場合は1年になることもある。</u> ●訓練生は、基本手当と受講手当（500円）、通所手当（交通費）が支給される。 ●事業所は、「訓練委託費」として、国から、訓練生1人につき、月額24,000円が支給される。 ●訓練生は、訓練後、継続雇用が保障されている。	●訓練中（6ヶ月）は、訓練費として基本手当＋受講手当＋交通費（合計約10万6千円）がハローワークから支給。 ●訓練終了後は、事業所の契約による給与になる。
福祉就労	就労継続支援A型（雇用型）	●障害者福祉工場などがこれにあたる。「雇用」ではなく、「訓練」となる。 ●訓練を受けるためには在住の市町村から<u>受給者証を発行</u>してもらう必要がある。 ●利用にあたっては、事業所と利用者のあいだで、雇用契約を結ぶことになる ●雇用契約や賃金待遇が一般就労とほとんど変わらない。そのため、一般就労に向けての意識づけが結びつきにくい。 ●事業所にとっては、販売による利益＋国・県・市町村からの福祉補助をもらいながら事業所の運営ができる。	●収入は時給制（最低賃金保証）
	就労継続支援B型（非雇用型）	●就労移行支援事業で、2か月以上2年以内で訓練を受けたうえで、「現時点で就労が困難である」と判断された方が利用できる。 ●いったん就労して、離職後もこのサービスを受けることができる。 ●サービスを継続して受けることができるので、一般就労への意識づけが、難しい面がある。	●「工賃」が支給される。施設によって、事業内容が異なるため、工賃にもばらつきが出る。1万円程度。

働く 訓練	就労移行支援	●特別支援学校を卒業時に、<u>就労が困難な生徒</u>、や一般就労の離職者などが受けられる訓練。 ※訓練を受ける際には、<u>在住の市町村から、受給者証を発行してもらう必要がある</u>。（受給者証の発行には、在住の福祉課による面接を受ける。質問が106項目。約1時間半程度） ●施設に空き定員があれば、いつでも入所できる。 ●就職するために必要な面接の練習やハローワークへ行き、求人情報の収集などの支援を受けることができる。 ●事業所によって、「データ入力」「清掃関係」「接客」「厨房補助」などの訓練を通して、就職に必要なスキルを身につけることができる。 ●入所後、原則2年以内に一般就労、もしくは就労継続支援A型・B型へ移行しなければならない。 ●就職後、半年間は「就労支援員」が、就職先へ訪問し、定着に向けての支援をしてくれる。	●基本的に収入はなし。ただし、訓練のなかで、生産物販売による売り上げや軽作業による工賃によって、少しの収入がある。 ●前年度の収入に応じて訓練費を負担。 ※本校卒業時は実質無料。
	具志川職業能力開発校	●うるま市にある訓練校。障がい者向けの総合実務科がある。学科訓練内容は、販売実務・ビジネスマナー・サービス実務・パソコン基礎・職場実習など。 ●期間は、<u>1年</u>。4月に入校。ただし、入校試験がある。 ●定員は15名。 ●2月に募集があり、在校生は2月に願書受付、3月に試験を受ける（国語・数学・面接・保護者面接） ※一般就労において内定がもらえなかった生徒で、早めに就職を目指したいという方。	●「訓練費」が支給される ※交通費はなし。
	障害者職業能力開発校 (県外)	●鹿児島県障害者職業能力開発校の場合。全寮制（2人部屋）で木工などのものづくり、清掃作業、コンピュータ操作等の訓練を受けることができる。沖縄県のハローワークを通して受付を行う。期間は各開発校によって異なる。おおむね半年～2年程度。	●期間中は「訓練費」が沖縄県から支給される。 ※寮費はこの「訓練費」からまかなうことができる。

V 進路決定

1 求職登録

障害により就職が困難で就職機会の少ない障害者については、一般求職者よりさらに手厚い取り扱いによる求職受理がハローワークでされる。求職登録をすることで、職業相談、職業紹介（求人票を見て応募できる）や就職後の指導ができたり、企業に対して助成金の交付をしたりすることができる。

就職を希望する障害者は原則居住地を管轄するハローワークで求職登録を行う。

(1) 実施時期

3年生の7～8月の夏季休業期間中に、個別に居住地域のハローワークで求職登録を行う。

(2) 参加者

生徒、保護者

(3) 実施形態

生徒一人につき20～30分程度の面談形式で行う。

(4) 内容

学習や就業体験の状況、就職の具体的希望の確認

- ・求職登録申込書、同意書、重度判定実施依頼書の記入
- ・療育手帳（写）提出

ハローワーク受付票

受付年月日：令和2年6月11日

氏 名： 様

希望就業形態：フルタイム

求 職 番 号：60012-1354517

担 当 窓 口：86

職 種：

※未済の者は、この「ハローワーク受付票」を持参し、担当窓口へ提出してください。
他のハローワークを利用される場合にもこの受付票を提出してください。
※面接を希望する場合は、担当窓口で「紹介状」の交付を受けてください。

(5) 重度知的障害判定

障害者を雇用するとき、障害の程度（「重度」「重度でない」）によって企業が受け取るメリットに差がある。雇用対策上の「重度」知的障害者であるかどうかを判定するのが「重度知的障害者判定」である。

判定の**対象条件**は①療育手帳が「B₁」または「B₂」②療育手帳判定時のIQが60未満。

本人・保護者から求職登録時に重度判定の依頼があった場合、公共職業安定所を通じて障害者職業センターが重度判定を実施することになっている。那覇市にある障害者職業センター（那覇市おもろまち ハローワーク那覇の5階）での実施となる。

※「重度判定」を受けると、障害者雇用率でのダブルカウント（1人雇用すれば2人と換算される）となり、助成金の条件が良くなったりするため、事業所側から雇用を優遇される場合がある。

※療育手帳とは判定の基準が異なるので、「重度知的障害者」と判定された場合も福祉サービス等の「重度」の対象とはならない。

○ 企業にとっての障害者雇用メリットについて

- ・「職場の人材育成」「障害者を受け入れ育てる」という姿勢は企業全体の人財育成に繋がる
- ・他の従業員にも良い影響を与える
- ・障害者が働きやすい体制作りは、他の従業員にとっても働きやすい職場環境になる
- ・「職場の雰囲気良くなる」「障害者への理解促進」「誠実でひたむきな仕事ぶり」で心を打たれる」という話がよく聞く
- ・企業のイメージアップ（社会貢献・CSR）
- ・法定雇用率達成という法律の遵守
- ・制度面での優遇、法定雇用率達成による助成金など
- ・実習・外部受託では、無償の労働力となる

- ・雇用を前提とした就業体験を実施するので、入社後の不安を緩和でき戦力となるか検討ができる
- ・学校からの実習は、本人の特性や支援の仕方について詳しくアドバイスが聞けるので入社後も安心

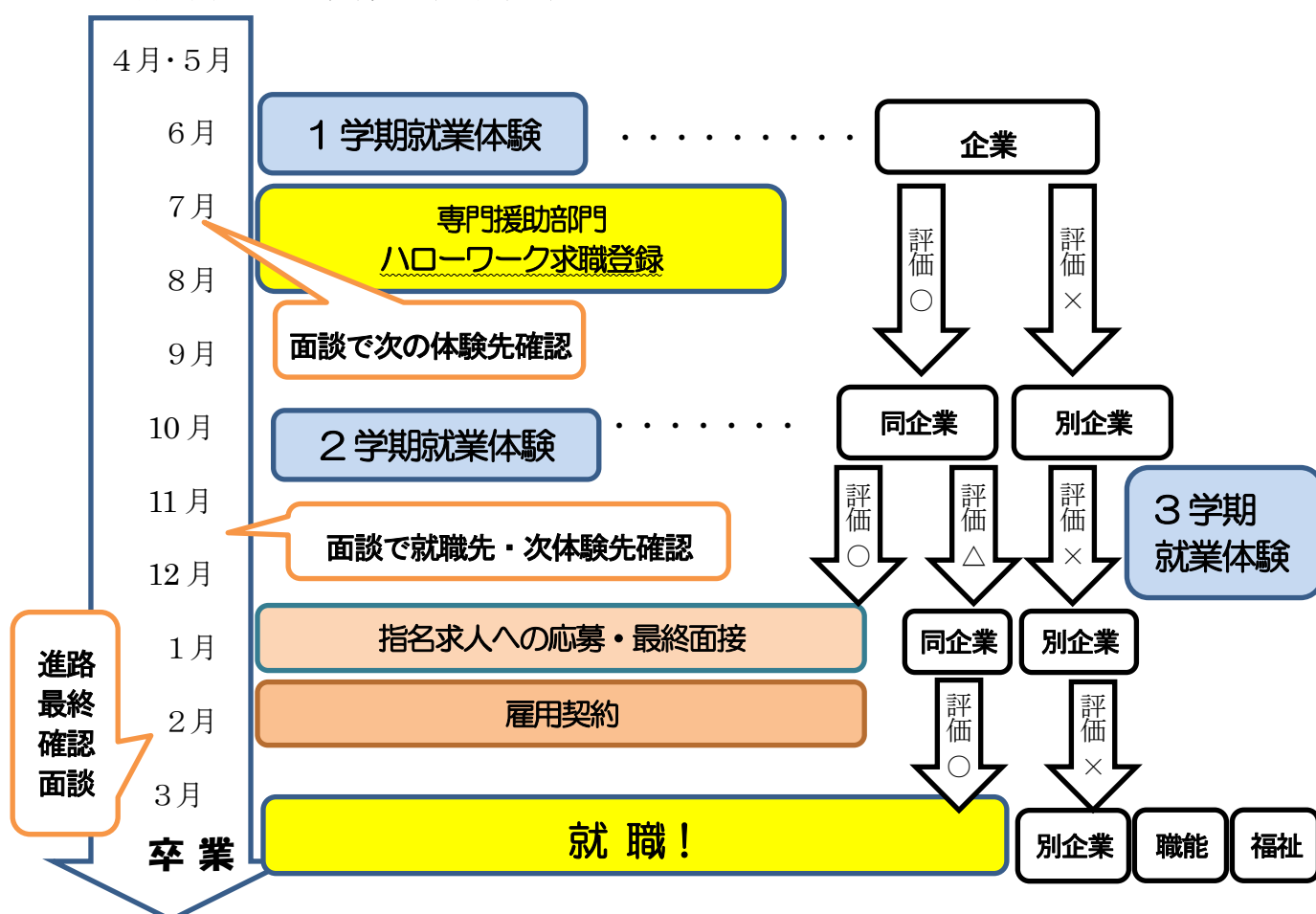
○「ハローワークを通す」ということ

障害者雇用を、ハローワーク（公立職業安定所）を通して行うことにより、安定した雇用がある程度補償される。就労後に仕事や職場のことで困ったことがあれば相談できる。

企業にとってのメリットは、ハローワークを通すことにより助成金の対象となることが挙げられる（通さなければ助成金は出ない）。障害者雇用の相談事業もあり、雇い入れている方のことで、困ったことがあればハローワークに相談できる。障害者雇用に関する内容の企業からの相談件数は多くある。

2 採用に至る流れ

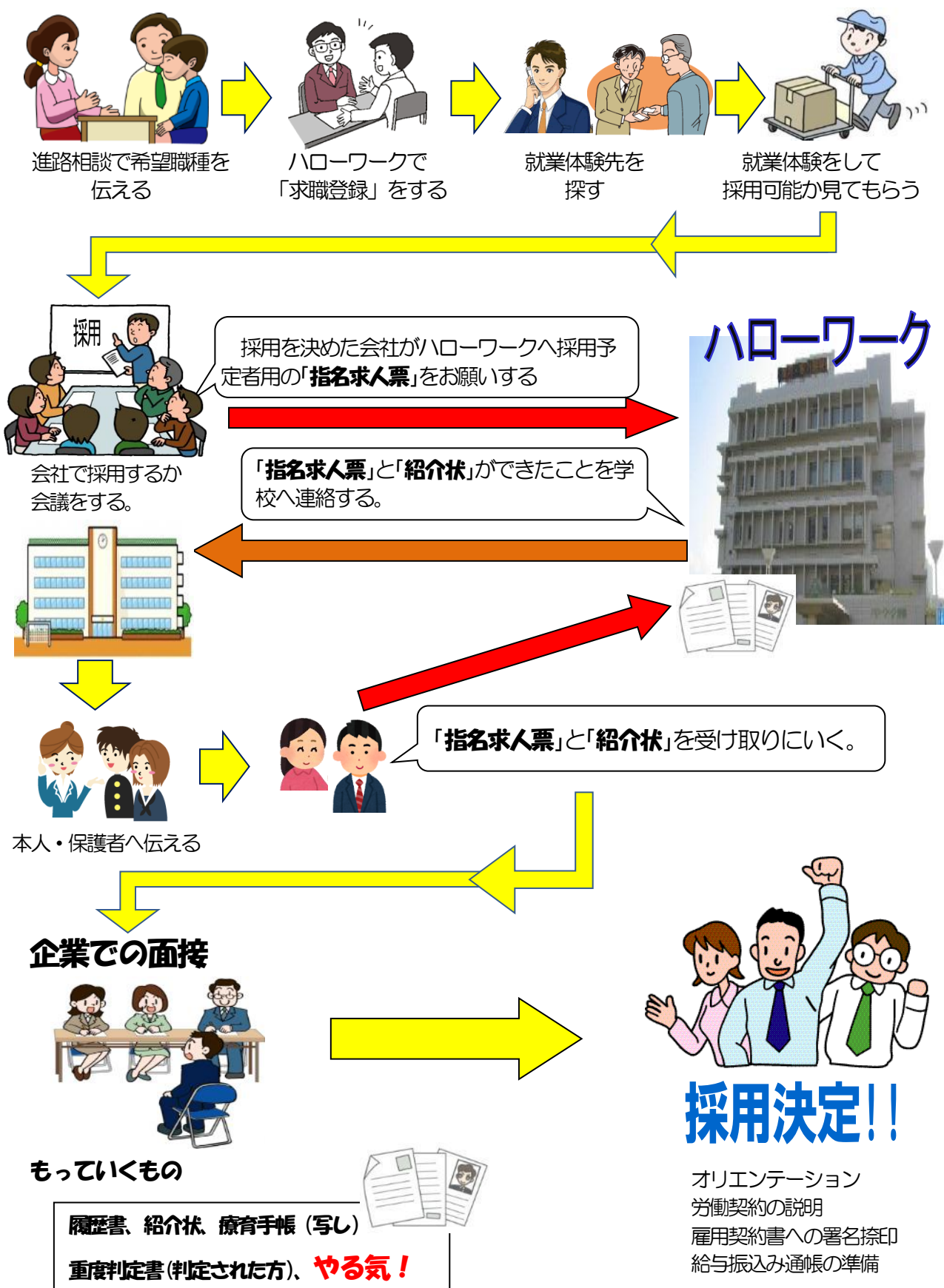
(1) 就労までの経緯 （3学年時）



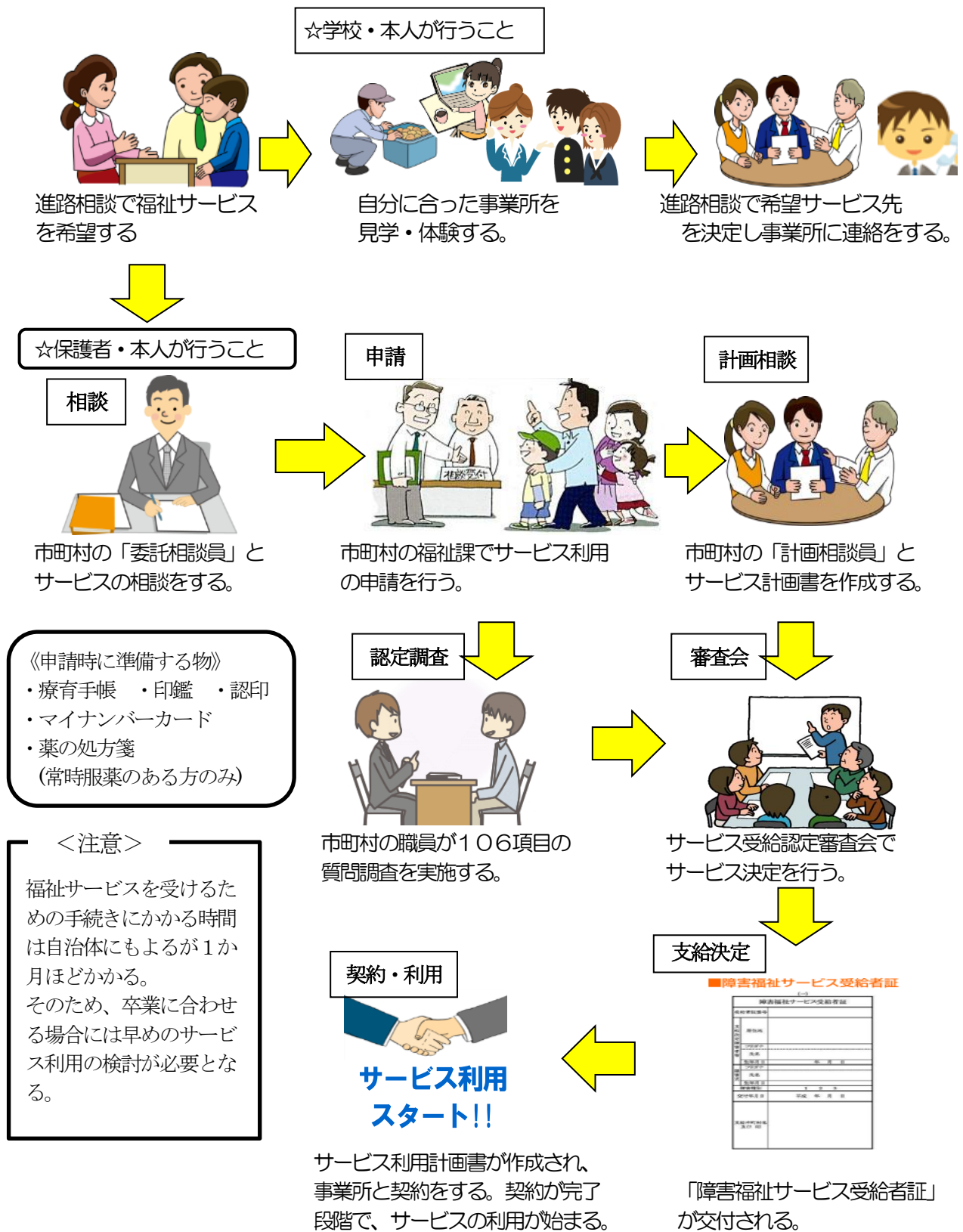
※基本的に就業体験に行く企業へ就職することを前提に年間2回(3年生)の就業体験を実施。評価が良ければ次回の就業体験も継続し雇用を検討してもらう。評価が良くない場合等は別企業へ。

※3学期就業体験後に雇用につながっていない場合も「就職」に向けて抽出体験が可能。卒業後の進路未決定になることを避けるために、職業能力開発校（職能校）や福祉サービスを検討することもある。

(2) 雇用までの流れ



3 福祉サービス事業所を利用する場合



(1) 「就労移行支援」等の利用

就労移行支援等の福祉サービスを受けるためには市町村の福祉課等でサービス利用申請手続きが必要。手続きに時間がかかることもあるが、就労移行支援の場合は1ヶ月程度でサービス利用が可能。これまで就労移行支援等のサービスを利用した卒業生は、数か月～2年で企業へ就職している。

(2) 「グループホーム」の利用

卒業後、家族のもとを離れて新生活をスタートする場合には、福祉サービスの「グループホーム（共同生活援助）」を受ける方法がある。世話人がいて朝・夕の食事を準備してくれたり、買い物や金銭管理、余暇活動の支援をしてくれたり、1人暮らしを始めるより新生活に適応しやすく初期費用も安く済む。家賃は食費・光熱費・消耗品費等込みで35,000円～60,000円程度。



世話人は朝6～9時、夕5～10時勤務で食事等の世話や相談等の支援を行う。

一軒家やアパートの部屋を区切っていることが多い。

VI 公的關係機関

1 就労支援制度等に関すること

(1) 求職登録

○ハローワークを通しての就職を行う際に必要な手続き。原則として、3年生全員に登録をお願いしている。手続きは、在住している市町村管内のハローワークにて行う。

手続き期間はとくに決まりはないが、3年生の夏休み期間に学校側とハローワーク側で調整し、本人と保護者へ日程を連絡している。

※求職登録のメリット → 就業体験先から採用される場合、企業からハローワークへ「指名求人票」の作成手続きを行うことができる。ハローワークを通して就職することで、企業は助成制度を活用しての採用が可能となる。また、雇用保険や社会保険なども完備された求人票を受け取ることができ、安心して働くことができる。

(2) 障害者雇用企業に対する主な助成制度

①職場適応訓練

○障がい者を雇用する前に「作業環境に適応することを容易にさせる」ことを目的として、職業訓練を実施し、訓練終了後は当該事業所に継続して採用させること前提にして実施する場合、その事業主に対して訓練委託費(訓練生1名につき月額24,000円)が支給され、「訓練生」には訓練手当(月額約100,000円+交通費)が支給される制度。訓練期間は原則6か月。

②トライアル雇用

○ハローワーク(公共職業安定所)の紹介により、障がい者を短期間(原則3か月)試験的に雇用することにより、企業および労働者がお互いに理解を深めてもらい、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度。実施した事業所には、対象労働者1名につき、1か月あたり40,000円の助成金が支給される。

③ジョブコーチ支援事業

○職場内での人間関係や作業習得などに課題を有する知的障がい者、精神障がい者等に対して、その課題の解決や適応性の向上を目的に職場適応等援助者(ジョブコーチ)を事業所に派遣し、障がい者、事業主の双方に必要な援助を行う事業。派遣期間は1～7か月間で、事業主・障がい者への費用負担はない。

④特定求職者雇用開発助成金(特開金)

○障がい者等をハローワーク(公共職業安定所)の紹介により1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、企業の規模や対象者の障害種別及び労働時間により、1期あたり15～60万円(4期に分けて)の助成金が支給される制度。

⑤法定雇用率

○民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされている。2024年4月から2.5%、2026年7月からは2.7%に引き上げられる。

※上記のほかにも各種助成制度があります。詳しくは、沖縄障害者職業センターまで

(3) 就職を支援する関係機関

①ハローワーク（公共職業安定所）

○障がい者を担当する「専門援助部門」が置かれている。夏休み期間中の「求職登録」や職業相談、求人票の提供、合同面接会の開催など、障害者雇用のための様々な業務を行っている。

求職者には就職（転職）についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には雇用保険、雇用に関する国の助成金・補助金の申請窓口業務や、求人の受理などのサービスを提供する。また、障害者の就職を促進するための職場適応訓練制度など、各種の施策も行っている。卒業後は、居住地にあるハローワークが管轄となる。

※ ハローワークは厚生労働省（沖縄労働局）が管轄する行政機関。

名 称	所在地	電 話
ハローワーク那覇	那覇市おもろまち 1-3-25	098-866-8609
ハローワーク沖縄	沖縄市住吉 1-23-1	098-939-3200
ハローワーク名護	名護市東江 4-3-12	0980-52-2810
ハローワーク宮古	宮古島市平良字下里 1020	0980-72-3329
ハローワーク八重山	石垣市字登野城 55-4	0980-82-2327

②障害者職業センター

○「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づいて、障害者の雇用促進と職業の安定を図るために障がい者や事業主に対して、就職のための相談からアフターケアまで、一連の業務をおこなう施設として全都道府県に設置されている。業務内容は、職業能力評価の実施、ジョブコーチの派遣、重度知的障害者判定の実施などを行っている。また障がい者に対する職業準備訓練として「職業準備訓練室（沖縄ワークトレーニング社）」が設置されており、1期8週間で訓練が実施されている。

沖縄障害者職業センター：那覇市おもろまち 1-3-25 5F Tel：098-861-1254

③沖縄県立職業能力開発校

訓練校名	所在地	訓練科目
浦添職業能力開発校	浦添市大平 531 098-878-5627	OA 事務科(身体障がい者対象)
具志川職業能力開発校	うるま市兼箇段 1945 098-973-5954	製図科(身体障がい者対象) 総合実務科(知的障がい者対象)

④障害者職業能力開発校（県外）

○公共職業安定所、障害者職業センター等の関係機関との綿密な連携のもとに、障がいの種類・程度に対応した職業訓練を行う施設。全国に19か所ある。

名 称	所在地・電話番号	訓練科目
国立職業 リハビリテーションセンター	埼玉県所沢市並木 4-2 04-2995-1711(管理課)	メカトロ系・建築系・ビジネス系・ 情報系・物流系など全 11 学科
東京障害者職業能力開発校	東京都小平市小川西町 2-34- 1 042-341-1411	実務作業科など

国立吉備高原職業 リハビリテーションセンター	岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7520 0866-56-9007(管理課)	メカトロ系・ビジネス系・職域開発 系 など全8学科
鹿児島障害者職業能力開発校	鹿児島県薩摩川内市入来町浦 之名 1432 0996-44-2206(代表)	情報電子・デザイン製版・造形実務 など全7学科

※訓練期間は半年～2年

(4) 障害者就業・生活支援センター

障害のある方の仕事や暮らしの困りごと、企業における障害者雇用に関する相談などを受ける。家庭や企業を訪問するなどして、就労と生活を一体としてサポートする。通称「なかぼつ」

【本人及び家族】

- 就職に関する相談・助言
 - ・就職に向けた基礎訓練・職業準備訓練等の紹介・調整
 - ・トライアル雇用などの支援事業の活用
- 職場開拓（ハローワークと協力し、その人にあった職場を探す）
- 就職活動支援（ハローワーク同行・面接同行）
- 定着支援（企業と本人との調整・ジョブコーチ支援の派遣等）
- 日常生活・地域生活に関する相談・助言
 - ・生活習慣の形成のため支援機関、場所の紹介・調整
 - ・住居、金銭管理、年金など生活統計に関する助言
 - ・余暇活動の提供
- 関係機関との連絡調整

【企業】

- 障害のある方の雇用に関する相談
- 情報提供（利用できる雇用制度や支援方法などの紹介・調整）
- フォローアップ（長期的に雇用を継続できるように支援する）

《備考》

- 自立・安定した職業生活の実現にむけて、本人の立場、企業の立場から調整してくれる。
- 就業支援についても生活支援においても様々な関係機関と連携をとり、本人にあった方法を一緒に考えてくれる。
- 県が指定した社会福祉法人が、国の委託を受け運営している。

地区	名 称	所在地	電話番号
北部	障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム	名護市宇茂佐 1-17-9	0980-54-8181
中部	中部地区障害者就業・生活支援センター 花灯	沖縄市知花 5-24-18	098-989-6527
那覇 南部	南部地区障害者就業・生活支援センター かるにあ	浦添市前田 1004-9 2F	098-871-3456
那覇 南部	南部地区障害者就業・生活支援センター ブリッジ	糸満市字阿波根 1556-1 豊ビル 202 号室	098-996-2805
宮古	障害者就業・生活支援センター みやこ	宮古島市平良字下里 1202-8	0980-79-0451
八重山	八重山地区障害者就業・生活支援センター どおりいむ	石垣市字石垣 371 番地 東アパート 1 F	0980-87-0761

2 生活に関すること

(1) 生活支援センター

障害者やその家族からの生活に関する相談や福祉サービスの利用に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行っている。主に相談業務と同時に日中活動の場の提供をしている。

◆ 相談支援事業所(地域生活支援センター・相談支援センターなど)

地域に住む障害児・者が地域で安心してその人らしい生活を送れるように、個々のライフステージに合った支援・サービスを提案、サポートするところ。

例えば… ○ホームヘルパーの選定 ○個人生活の障害者のフォロー、見守り
○GH・CHに関する相談・紹介 ○余暇の活動の場の提案・提供

(市町村が指定する相談支援事業所)

相談支援事業所名称	所在地	電話番号	指定市町村
指定相談支援センター そてつ	古波蔵4丁目7番14号	098-853-0640	那覇市
シルビアン相談支援事業所	真地426番地-121	098-833-8837	
相談支援事業所 小枝	安謝2丁目26番30号	098-941-8934	
那覇市障がい者生活支援センター ゆいゆい	金城3-5-4	098-891-8454	
相談支援事業所 なんくる	古波蔵4-7-7 2F	098-836-6971	
さぼーとせんたーi	泊1丁目18-8	090-4354-2293	
相談支援事業所 ひかり	首里石嶺町3丁目30番地11	098-886-6688	
障害者生活支援センター陽だまり	真栄里870番地	098-840-8468	糸満市
相談支援センター たまん	真栄里857番地	098-995-1992	
障がい者相談支援センターりんく	宮平655-1 隆マンション1F	098-889-7835	南風原町
相談支援事業所 てるしの	南風原町宮平206-1	098-888-5658	南風原町、与那原町
西原町社会福祉協議会 相談支援事業所	西原町与那城135番地	098-945-3651	西原町
障がい者相談支援センターさくら	高嶺307-1番地 103号室	098-840-5904	豊見城市
指定相談支援事業所ひまわり	渡橋名92番地	098-856-6639	
仁愛療護園	南城市玉城屋嘉部200番地	098-948-1815	南城市

※上記は一例です。最新の相談支援事業所リストは居住する市町村役場でもらうことができます。

◆ 地域生活支援事業

※利用するには直接、地域生活支援センターまたは社会福祉協議会へ申し込む。

◎日中活動の場の提供・・・※介護保険の対象にならない18歳以上の方が対象

地域活動支援センターⅠ型

日中活動(創作的活動・生産活動)を行い、入浴や給食を提供すると同時に地域住民ボランティアの育成や、医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化の調整を行う。

地域活動支援センターⅡ型

日中活動(創作的活動・生産活動)を行い、機能訓練・社会適応訓練を行い、入浴や給食を提供します。地域の社会基盤との連携強化の調整を行う。

地域活動支援センターⅢ型

日中活動(創作的活動・生産活動)を行う。

(2) 社会福祉協議会

地域における自立した生活を支えるため、福祉サービスの適切な選択や利用を支援するための取り組み、生活課題の早期発見・早期対応や課題解決の仕組みづくりなどを進めている。

福祉サービス利用者への主な保護・支援事業

○後見人制度 ○日常生活自立支援事業 ○生活サポート

〈問い合わせ〉 各市町村の社協

(3) 各市町村の福祉課窓口

市町村名	所在地	担当窓口	電話
那覇市	〒900-0021 那覇市泉崎1丁目1番1号(3F)	健康福祉部 障がい福祉課	862-3275
浦添市	〒901-2501 浦添市安波茶1-1-1	福祉給付課	876-1234(代)
糸満市	〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地(1F)	社会福祉課 障害福祉係	840-8103
豊見城市	〒901-0292 豊見城市翁長854番地1	福祉部 障がい・長寿課	850-5320
南城市	〒901-1495 南城市佐敷字新里1870番地	生きがい推進課・ 包括支援	917-5341
西原町	〒903-0220 西原町与那城140番地の1(1F)	介護支援課	945-5013
中城村	〒901-2493 中城村字当間585番地1	福祉課	098-895-1738
南風原町	〒901-1195 南風原町字兼城686番地	保健福祉課	889-4416
与那原町	〒901-1392 与那原町字上与那原16番地	福祉課	945-1525
八重瀬町	〒901-0492 八重瀬町字東風平1188番地	社会福祉課	998-9598
宮古島市	〒906-0012 宮古島市平良字西里1140	福祉部 障がい福祉課	098-073-1975
石垣市	〒907-8501 石垣市美崎町14番地	福祉部 障がい福祉課	0980-82-9947

(4) 福祉保健所

身体障害・知的障害・精神障害者・児童に係る障害福祉の窓口があり、障害者手帳の交付などの各種サービスをおこなっている。居住地によって担当の福祉事務所がエリア分けされている。

○障害者福祉サービス利用の申請受付(受給者証の交付)

就労継続支援A型・B型、就労移行支援、自立訓練、グループホーム・ケアホーム等利用時、ホームヘルプサービス利用時の申請

○療育手帳の交付

○心身障害者医療費の助成

65歳未満ときに(1)療育手帳A、

(2)身体障害者1級または2級、

(3)重複障害(IQ36から50までで身体障害者手帳3級)

のいずれかに該当した人(所得制限有り)

○障害者福祉施設への入所に関する申請受付

○地域生活支援事業の申請受付

65歳未満の障害者・障害児(一部自己負担有り)

・地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ型

・移動支援

・日中一時支援

名 称	所在地	電 話
北部福祉保健所	名護市大中2-13-1	0980-52-2714
中部福祉保健所	沖縄市美里1688-1	098-938-9886
中央保健所	那覇市与儀1-3-21	098-854-1005
南部福祉保健所	南風原町字宮平212	098-889-6351

(5) 知的障害者更生相談所

身体・知的障害に関する専門的な機関で、身体・知的障害者福祉司や心理判定員などのスタッフが、専門的な相談・支援、補装具(義肢・装具・車いすなど)の判定、自立支援医療(心臓手術・血液透析療法など)の判定、各種機関などへの支援を行う。また、身体障害者手帳・療育手帳の発行も行っている。

○療育手帳の新規判定と再判定

○市町村の障害福祉サービス支給要否決定にかかる意見

○日常生活に関する相談

(那覇市首里石嶺町4-380 Tel 098-886-2115)

(6) 児童相談所

18歳未満の児童の様々な問題について、児童福祉司や心理判定員などの職員が相談に応じるとともに、障がいの程度の判定や療育に関する指導を行う。また、児童福祉施設への入所決定等を行う。

名称	所在地	電話
沖縄県中央児童相談所	那覇市首里石嶺町4-394	098-886-2900
沖縄県コザ児童相談所	沖縄市知花6-34-6	098-937-0859

VII 各種制度

1 療育手帳

「療育手帳」の交付は、知的能力の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に何らかの援助を必要とする状態にある方が対象になる。18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は知的障害者更生相談所の判定による。

手帳の等級は、障害の程度により、A₁（最重度）、A₂（重度）、B₁（中度）、B₂（軽度）の区分がある

(1) 新規申請に必要なもの

- 児童相談所の判定（※18歳未満の方）
- 知的障害者更生相談所の判定（18歳以上の方）
- 申請書
- 本人の顔写真 ○印鑑

(2) 手続きの流れ

- ①市町村役所 福祉課で申請手続き
- ②児童相談所または知的障害者更生相談所で面接・判定を受ける。
- ③市で審査し手帳発行・交付

(3) 判定・再判定

- 18歳未満…児童相談所
- 18歳以上…知的障害者更生相談所
- ※ 状態が変化しないと判断される場合等は、再判定しないこともある。
- ※ 車の免許証のように、再判定の案内ハガキは届かない。手帳に記載されてある次期再判定年・月を確認し、電話で予約をする。

(4) 療育手帳で使えるサービス

- 障害者総合支援法上のサービス
- 所得税、住民税、相続税の控除
（贈与税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税は重度の方のみ対象）
- 生活福祉資金（社会福祉協議会）… 生活、教育、住宅等に必要なお金を借りることができる
- 各種公共施設の入場料割引 … 首里城や県立博物館、映画館や美ら海水族館等
- 携帯電話料金、NHKの受信料等の割引
- 公共交通機関の割引
バス…半額。定期券は30%割引 / タクシー…10%割引
ゆいレール…半額。定期券も半額 / 航空運賃…国内定期路線25%割引
- 自動車免許取得費助成事業 … 市町村福祉課窓口（教習所手続きの前に相談すること）

取得費助成事業	助成額	実施市町村
助成金あり	限度額10万円	伊江村、今帰仁村、本部町、恩納村、北谷町、中城村、那覇市、豊見城市、浦添市、与那原町、八重瀬町
身体のみ	取得10万円以内 改造費助成も	東村、読谷村、沖縄市、宜野湾市、南風原町、南城市、糸満市、石垣市

※毎年予算によって変わるので、居住地の市町村福祉課等へ確認されてください。

(第三面)

判 定 の 記 録	
障害の程度 (総合判定)	合 併 障 害
	(身体障害者手帳 級)
	判 定 年 月 日
	次 の 判 定 年 月
	判 定 機 関
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	
判 定 の 記 録	
障害の程度 (総合判定)	合 併 障 害
	(身体障害者手帳 級)
	判 定 年 月 日
	次 の 判 定 年 月
	判 定 機 関
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	

～療育手帳の更新～

療育手帳は、企業に障害者雇用枠で就労するのに必要となる。

ハローワークによるIQ照会や、障害者職業センターの重度判定の際に必要なからである。

療育手帳には再判定の日がちが記載されており、期日までに判定を受け更新することになっている。

ちなみに、障害基礎年金の申請は療育手帳がなくても可能。

2 身体障害者手帳

身体障害者手帳は身体障害者福祉法が定める身体上の障害のある人に対して、都道府県や政令指定都市、中核市が交付する障害者手帳である。取得することにより障害者自立支援法が定めるさまざまな福祉サービスを利用することができる。

障害を1級から7級の等級に分類している。身体障害者手帳申請の際に審査が行われ、障害の等級が認定される。等級は1級に近づくほど障害の程度が重く、7級に近づくほど障害の程度が軽くなっていく。身体障害者手帳は、6級以上の障害に対して交付される。

◎身体障害は、症状によって大きく以下の5種類に分類される

- ・視覚障害
- ・聴覚障害又は平衡機能の障害
- ・音声機能、言語機能又は咀嚼機能の障害
- ・肢体不自由
- ・内部障害（内臓機能障害や腎臓機能障害）など

(1) 新規申請に必要なものと手続きの流れ（詳しくは各自治体へ問い合わせてください）

- ①各自治体の福祉課で申請書類（「交付申請書」・「身体障害者診断書・意見書」）を受け取る。
- ②「身体障害者診断書・意見書」に医師の診断内容を記入してもらう。
- ③自治体の福祉課窓口書類を提出する
「交付申請書」・「身体障害者診断書・意見書」・証明写真
- ④障害等級の決定、身体障害者手帳の交付

(2) 身体障害者手帳で使えるサービス

- 補聴器や車いすなどの補装具の交付や修理にかかる費用の助成
- 盲人用体温計や点字器などの日常生活用具の給付や貸与
- 所得税・住民税の割引（障害者控除）
- 医療費の割引・助成、公共料金や公共交通機関運賃の割引 など

3 精神障害者保健福祉手帳

「障害者手帳」の種類のひとつで、精神疾患のある人が取得することができる。

精神障害者保健福祉手帳の制度は法律「精神保健福祉法」が定めており、症状や生活における支障の程度に応じて1級から3級の障害等級に区分されている。

◎すべての精神疾患が対象となるが、代表的な疾患には以下のものがある

- ・統合失調症
- ・うつ病、双極性障害などの気分障害
- ・てんかん
- ・薬物やアルコールによる急性中毒やその依存症
- ・高次脳機能障害 など

(1) 新規申請に必要なものと手続きの流れ（詳しくは各自治体へ問い合わせてください）

- ①市区町村の障害福祉窓口で説明を受け、所定の様式の申請書類をもらう
- ②主治医に診断書を書いてもらう
- ③診断書と、顔写真ほか必要書類一式を市区町村の障害福祉窓口へ提出

(2) 精神障害者保健福祉手帳で使えるサービス

- 所得税、住民税、相続税の控除
- 公共料金や公共交通機関運賃の割引 など

(3) その他

①発達障害も対象

国際的な診断基準である、世界保健機関（WHO）の『ICD』（国際疾病分類）や、アメリカ精神医学会の『DSM-5』（『精神疾患の診断・統計マニュアル』第5版）では発達障害も精神疾患に含まれるため。

②知的障害がある場合

知的障害と精神疾患の両方がある場合は、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳両方の交付を受けられる場合がある。

③定期的な更新が必要

精神障害者保健福祉手帳の有効期限は、交付日から2年後の申請月の末日。更新したい場合は、手帳に記載されている有効期限の3ヶ月前から申請できる。

申請には、新規申請のときと同じ必要書類に加え、現在の手帳の写しを提出する。あらためて等級の審査がおこなわれ、病状が変化していれば更新前とは異なる等級で交付されたり、「非該当」と判断されて手帳が交付されない場合もある。

4 国民年金(障害年金)

国民年金制度は、すべての国民を対象に老齢、障害または死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により阻止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とする公的年金制度。

【加入者】 20歳～60歳までのすべての国民（加入義務）

最低限25年間保険料を納めないといけない。（満たない場合は年金支給無し）

【年金支給】 国民年金は自営業者だけでなく、厚生年金などの被用者年金制度の加入者とその配偶者にも共通する給付として、①老齢基礎年金、②障害基礎年金、③遺族基礎年金の3種類の基礎年金が支給される。

【保険料】 16,540円（1ヶ月）だが、20歳までに初診があり、障害基礎年金が支給される場合は、国民年金の保険料の納付が免除される。（保険料は毎年度見直しされる）

また、経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除や猶予される。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がある。

【障害年金】 障害年金は、障害のある方で、就労するうえで、また、日常生活を送るうえで、支障のある方に年金や一時金を支給する制度。。

【年金額】 障害基礎年金 1級 1,020,000円（85,000円/月）

2級 816,000円（68,000円/月） 令和6年度現在

※ 1級・2級は国民年金法の障害等級であり、身体障害者手帳の等級ではない。

※ 20歳前に初診日のある障害基礎年金の給付については、本人の所得による給付制限がある。

【障害年金申請の流れ】

①主治医に相談する

（主治医がいない場合は幼少期からの生い立ちをまとめて精神科のケースワーカーへ）

②市町村の年金窓口から申請に必要な書類をもらう

③主治医に診断書を作成してもらう

④申請書類を記入する

（記入方法がわからない場合は年金窓口か医療機関のケースワーカーに相談して記入）

⑤診断書と申請書類を市町村の年金窓口へ提出する

⑥障害年金の支給に関する通知が届く

障害基礎年金

1

障害の原因となった病気やけがの**初診日**（次ページ「用語の説明」参照）が次のいずれかの間にあること。

- ・ 国民年金加入期間
- ・ 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

2

障害の状態が、**障害認定日**（次ページ「用語の説明」参照）または20歳に達したときに、障害等級表（7ページ「障害等級表」参照）に定める1級または2級に該当していること。

※**障害認定日**に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります（4ページ「事後重症による請求」参照）。

3

保険料の納付要件を満たしていること（3ページ参照）。

20歳前の年金制度に加入していない期間に**初診日**がある場合は、納付要件は不要です。

日本年金機構HP より

※軽度知的障害のある方たちは障害（基礎）年金がもらえないこともある？

「『軽度』で『働いている』と障害基礎年金がもらえないってよ」という話を聞いたことがあるかもしれません。しかし、年金機構の沖縄事務センターに平成27年3月に確認したところ、「年金受給申請（申し込み）を出して不受給（年金無し）になった方は年間1名いるかどうか」と話していました。

「知的障害」の「障害の程度」として使われる「重度」「軽度」という言葉は、「福祉」「労働」「年金」のそれぞれの制度で意味が異なります。それぞれの制度を利用するときに、それぞれの方法や手続きで判定をするからです。なので、「福祉制度」で障害の判定を受けられず「障害者（療育）手帳」を持っていない方でも、「就労の制度」や「年金制度」では「障害者」と認定されることもあります。また、手帳を持っていても就労および生活面で支援の必要度が低い場合は、年金申請で不支給の決定になる場合もあるため、必ずもらえるわけではないようです。

知的障害の方の「年金」制度における「障害の程度」は、以下の表のようになります。

障害の程度	障害の状態
1 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの

「軽度」の方が企業で就労している場合も、就労する上で配慮等が必要であったり、日常生活面での支援が必要なことがあります。「どうせもらえない」と申請を諦めるのではなく、できれば「20歳の誕生日」前後3ヶ月頃には申請に向けてかかりつけ医などに相談するといわれています。また、上表「障害の程度『2級』」「障害の状態」の欄にある“身の回りのことなど…援助が必要”は金銭管理、病院や銀行を一人で利用できる、問題行動の面などで「見守りが必要」な完全に自立していない場合も含まれますので、医療機関にきちんと伝える必要があります。

5 雇用における制度

(1) 雇用保険

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行う。

【加入者】 ◆週20時間以上働く労働者

◆31日以上継続して雇用が見込まれる労働者

【支給額】 雇用保険で受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」という。この「基本手当日額」は原則として離職した日の直前の6か月に毎月きまって支払われた賃金（賞与等を除く）の合計を180で割って算出した金額（これを「賃金日額」という。）のおよそ50～80%となっており、賃金の低い方ほど高い率となっている。

【保険料】 雇用保険はすべての事業所で加入しなければならない強制保険であり、保険料は会社と労働者が双方で負担する。

【受給期間】 原則として、離職した日の翌日から1年間。ただし、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することができる。（延長できる期間は最長で3年間）

【受給要件】 離職後、ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。手続きには前職企業が発行する「離職票」が必要。

＜「基本手当」を受給することができない場合＞

- ・病気やけがのため、すぐには就職できないとき
- ・妊娠・出産・育児のため、すぐには就職できないとき
- ・定年などで退職して、しばらく休養しようと思っているとき
- ・結婚などにより家事に専念し、すぐに就職することができないとき
- ・離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月未満の場合（特定受給資格者又は特定理由離職者については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合でも可）

【不正受給】 偽りその他不正の行為で基本手当等を受取る、又は受けようとした場合には、以後これらの基本手当等を受取るができなくなるほか、その返還を命ぜられる。更に原則として、返還を命じた不正受給金額とは別に、直接不正の行為により支給を受けた額の2倍に相当する額以下の金額の納付（いわゆる「3倍返し」）を命ぜられる。

(2) 労災保険

労災保険とは労働者災害補償保険法に基づく制度で、業務上災害又は通勤災害により労働者が負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について被災労働者又はその遺族に対し所定の保険給付を行う制度。

また、このほかに被災労働者の社会復帰の促進、遺族の援護等を行っている。

【加入者】 加入は事業所ごとに行うため、労働者が業務上災害又は通勤災害により負傷等をした場合は保険給付を受けることができる。労働者とは正社員のみならずパート、アルバイト等使用されて賃金を支給される方すべて。

【保険料】 保険料は全額事業主負担。

【補償給付】 療養給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付、介護給付など

【担当部署】 労働基準監督署が支給決定する。指定病院の場合は県労働局が病院に支払い、その他は労働基準監督署が行う。

(3) 社会保険

会社で働き始めた時に加入する「健康保険」「厚生年金」「介護保険」をまとめて社会保険という。毎月の給与から保険料を会社がまとめて支払う。パート・アルバイトの場合、正社員の1ヶ月の所定労働時間と所定労働日数が、両方もしくはいずれかがおおむね4分の3未満の場合は社会保険に加入しなくてよい。正社員は週40時間、5日勤務なので、週30時間かつ4日以上勤務で社会保険の加入対象。

《パート・アルバイト労働者の社会保険適用条件の拡大》(平成28年10月から)

- ・週20時間以上勤務
- ・年収1,056,000円(月収約88,000円)以上
- ・雇用期間1年以上
- ・従業員数501名以上の企業勤務
- ・学生は適用外

①健康保険

健康保険料を支払うことで「健康保険証」を受け、医療費が原則自己負担3割になる。雇用されていない場合は、自分で「国民健康保険」に加入する必要がある。

②厚生年金

働き始めに条件を満たしていると保険料の支払いが発生。卒業後、すぐに就職して20歳の誕生日時も継続して働き続けている場合は、第2号被保険者となるため厚生年金の保険料の支払いが継続される。

これと切り離して、知的障害の方の場合は20歳の誕生日に障害基礎年金を申請して受給が決定したら国民年金の保険料支払いは免除されるが、雇用が継続している期間の厚生年金保険料の支払いは継続される。更に継続して老齢年金受給時には障害基礎年金と老齢厚生年金の受給が可能。

③介護保険

40歳の誕生日から加入。健康保険とセット。

6 障害の診断等について(医療機関)

障害の認定機関は児童相談所や更生相談所、職業センターなど。その前の診断や年金申請時の診断書等の作成はかかりつけ医に依頼する。沖縄県内で発達障害(ここでは軽度知的障害も含む)等の相談や治療などを行っている医療機関一覧が沖縄県発達障害者支援センターのHPにのっているので、そちらをご覧ください。

[沖縄県発達障害児\(者\)の診療等を行っている医療機関リスト \(okinawa-gajyumaru.jp\)](http://okinawa-gajyumaru.jp/)

より一部抜粋

医療機関名	所在地	連絡先
独立行政法人 国立病院機構 琉球病院	金武町字金武 7958-1	098-968-2133
琉球大学医学部附属病院 精神科神経科	西原町字上原 207	098-895-1306
医療法人 へいあん 平安病院	浦添市字経塚 346	098-877-6467
発達神経クリニック プロップ	南風原町字新川 215-3	098-987-1233
医療法人 晴明会 糸満晴明病院	糸満市字大度 520	098-997-2011
医療法人 陽和会 南山病院	糸満市字賀数 406-1	098-994-3660

7 その他

■手当・共済制度・医療助成

名 称	概 要	問合せ窓口
特別児童扶養手当 (特児)	20歳未満の障がい児を養育している児童の父母もしくは養育者に対して支給。ただし、所得が一定の額を超える場合は支給されない。母子家庭などを対象とした児童扶養手当と似ているが、特別児童扶養手当は心身に障害を持つ児童がいる <u>家庭が対象</u> で、 <u>それぞれの要件を満たせば両方受給も可能</u> 。	各市町村 福祉関係課
心身障害者扶養 共済制度	障がいのある方の生活の安全と福祉の増進に資するとともに、障がいのある方の将来に対し、保護者の不安を軽減してもらうために生まれた制度。加入者が死亡、または重度障害を負ったときは、その扶養を受けている障がい者に対して、月額1万円～4万円の年金が生存中支給される。	各市町村 福祉関係課
母子及び父子家庭等 医療費助成事業	母子家庭などで、ある一定の障がいの状態にある児童、または父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成することができる。	各市町村 児童福祉関係課

資料

令和6年度 南風原高等支援学校の進路決定状況

NO	事業所名等	職種
1	麦飯石の水	販売
2	那覇市役所	事務補助
3	株式会社ホクガン	製造業
4	オキコ株式会社	製造業
5	那覇市役所	事務補助
6	学校法人みのり学園 琉球調理製菓専門学校	その他（進学）
7	美ら卵養鶏場	製造業
8	株式会社サンエー	スーパー
9	旭日工業	建設業
10	やっぱりステーキ	飲食店
11	株式会社 ニック	リネンサプライ
12	コープおきなわ	スーパー
13	(株) 沖縄パイオニアフーズ	製造業
14	JA おきなわ	販売
15	株式会社サンエー	スーパー
16	JAL スカイエアポート沖縄株式会社	航空機地上支援業務
17	ステーキハウス 88Jr	製造業

一般就労	進学 (職能他)	就労支援			生活介護	その他	未定	合計
		就労移行	継続A	継続B				
16名	1	0名	0名	0	0	0	0名	17名

令和7年4月1日現在